

八頭町特定不妊治療費助成金のおしらせ

令和6年4月1日～

八頭町では、特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）を受けられた方に対して、経済的な負担の軽減を図るため、費用の一部を助成します。この助成金は、初回申請の治療開始日の妻の年齢やこれまでの助成歴等により、受けられる助成が変わります。なお、高額療養費制度及び付加給付金に該当する場合、制度適用後の負担部分に対して助成します。必ず手続き後に申請してください。また、高額療養費に係る手続きについては、ご加入されている各保険者にお問い合わせください。

① 保険適用に対する助成

この助成は、保険適用（保険診療と併用して実施される先進医療を含む）の治療を実施した場合に、自己負担の一部を八頭町が上限を設けて助成する事業です。
ただし、先進医療を実施した場合は、先に鳥取県の助成申請を行ってください。

【対象者】 (1)～(7)のすべてに該当する方

- (1) 申請時において、夫もしくは妻のいずれか一方又は両方ともが八頭町内に住所を有している方
- (2) 治療開始時に、法律上の婚姻をしている夫婦又は事実婚関係にある夫婦
- (3) 申請を行う治療開始時における妻の年齢が43歳未満である方
- (4) 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断された方
(※対象となる治療の範囲は【助成対象範囲】参照)
- (5) 医療保険各法の被保険者もしくはその被扶養者
- (6) 保険適用されている不妊治療について、厚生労働大臣が別に定める施設基準を満たした医療機関で実施された方。また、先進医療技術については、先進医療実施機関として届出を行っている医療機関又は承認されている医療機関で実施された方
- (7) 助成金の申請を行う特定不妊治療について、他の自治体から同種の給付を受けていない方

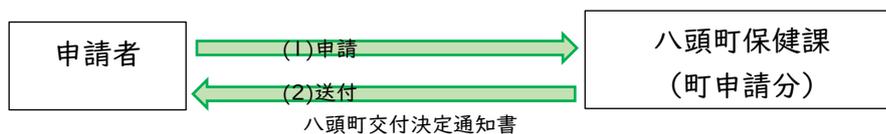
【助成の内容】

対象となる治療	助成限度額（治療1回につき）	助成回数
保険診療 （保険診療と併用して実施される先進医療を含む） ※【助成対象範囲】の治療ステージ A～Fに該当する治療	自己負担額から県の助成、その他医療保険等で給付を受ける額を差し引いた額 上限5万円	保険適用の治療回数に準ずる

【申請手続き】

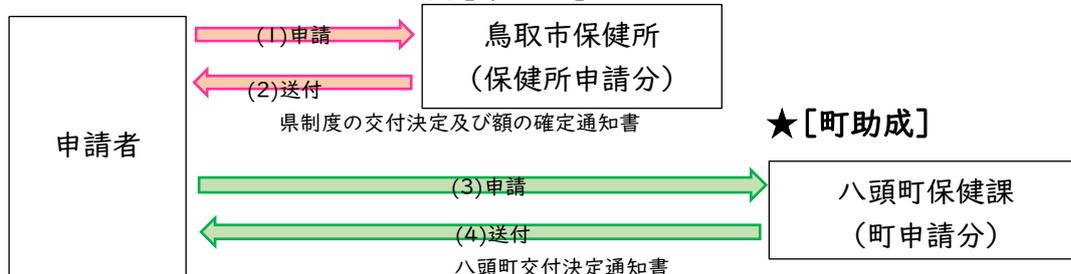
○保険診療のみの場合

★[町助成]



○保険診療と併用して実施される先進医療を行った場合

☆[県助成]



★[町助成]

【八頭町の申請に必要な提出書類】

○：原本で提出。 ▲：保健所に提出した書類の写しでも可。

提出書類		保険診療	保険診療 先進医療
(1) 八頭町特定不妊治療費(保険適用)助成金交付申請書 (様式第1号) ※1	申請者が記入	○	○
(2) 八頭町特定不妊治療受診証明書(様式第2号)	医療機関に記載を依頼	○	○
(3) 特定不妊治療に係る領収書 ※2	医療機関が発行したもの	○	○
(4) 鳥取市特定不妊治療費助成金交付決定及び額の確定通知書	保健所が発行したもの	—	○
(5) 夫婦の住民票 ※ 「続柄」「筆頭者」の記載があり、かつ 「個人番号(マイナンバー)」の記載がないもの	市町村役場が発行 ※1 (発行日から3か月以内のもの)		
夫婦が別の住所に居住している等、住民票では夫婦関係の確認ができない場合。	法律婚: 戸籍抄本(又は謄本) 事実婚: 事実婚関係に関する申立書及び戸籍謄本(重婚がないことの確認)	○	▲
(6) <u>初めて助成金の申請を行う場合に限り、婚姻日が確認できる書類(戸籍謄本等) ※3</u>	市町村役場が発行(発行日から6か月以内のもの)	○	▲
(7) 夫婦の健康保険証		○	○
【出産等を経て、これまで受けた助成回数をリセットする場合】 (8) 出生の事実を確認できる書類 ※4 (出生した児の住民票及び戸籍謄本等)	(5) または(6) に記載がある場合は省略可	○	○
【該当の方のみ】 (9) 事実婚関係に関する申立書(様式第3号)	両人が必ず自署することで申立書とみなします。	○	○
【高額療養費がある場合】 (10) 限度額認定証又は高額療養支給決定通知書の写し等	各保険者にお問い合わせください。	○	○
【付加給付がある場合】 (11) 付加給付を証明する書類	各保険者にお問い合わせください。	○	○

※1 申請者は、原則、口座名義人と同じ方としてください。

※2 領収書の写しを提出してください。領収書の写しに先進医療費が明記されていない場合は、明細書もあわせて提出してください。(2)の受診証明書に領収年月日と合計金額が記載されていますので、提出漏れ等ないようにご確認ください。院外処方がある場合は、薬局の領収書・処方内容の記載がある明細書を提出してください。

※3 令和6年4月以降に、初めて八頭町の助成を受ける場合に、提出が必要です。通算助成回数2回目以降は提出不要です。事実婚の場合は、申立書とともって婚姻日の確認をします。

※4 妊娠12週以降に死産に至った場合においても、死産届の写し等の確認により助成回数がリセットされます。

【申請期限】

治療が終了した日から6か月以内に申請してください。※治療終了後は速やかに申請してください。

【申請先】

★**県助成**：鳥取市健康こども部 こども家庭局 こども未来課

〒680-0845 鳥取市富安2丁目138-4(鳥取市役所 駅南庁舎1階) 電話(0857)30-8239

★**町助成**：八頭町役場 保健課

〒680-0463 八頭郡八頭町宮谷 254-1 電話(0858)72-3566

②自費診療に対する助成

この助成は、自費診療で実施した場合に、鳥取県の助成金に上乗せして、八頭町が上限を設けて助成する事業です。

【対象者】

- (1)申請者が、八頭町内に住所を有する方
- (2)鳥取県特定不妊治療費助成金の交付決定を受けた方

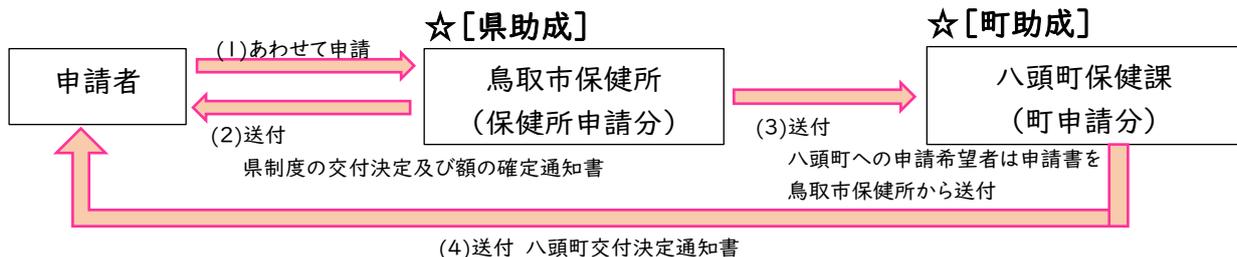
【助成の内容】

対象となる治療	助成限度額（治療1回につき）	助成回数
県制度の「自費診療で実施された治療への助成」交付決定者	算定基準額から県制度助成額を差し引いた額 上限 10万円 (治療区分 C の場合は 上限5万円)	県の助成回数等に準ずる

※県制度助成額で算定基準額の満額が交付されている場合は、町の助成金の交付はありません。

【申請手続き】

- 鳥取県特定不妊治療費助成金の交付申請時にあわせて申請することができます。
(鳥取市保健所で八頭町への申請を受領し、県制度交付決定後に八頭町に送付されます)



- 県制度の申請とあわせて申請せず、ご自身で申請手続きをされる場合は下記書類をそろえて八頭町保健課へ申請してください。

【提出書類】

- (1)特定不妊治療費助成金交付申請書兼請求書
- (2)鳥取市特定不妊治療費助成金交付決定及び額の確定通知書
- (3)特定不妊治療受診証明書の写し(鳥取市保健所へ提出したもの)
- (4)特定不妊治療に係る領収書の写し(医療機関が発行し、鳥取市保健所へ提出したもの)

【申請期限】

県制度助成金の「交付決定及び額の確定通知書」が交付された日の属する年度内。

ただし、1月1日から3月31日までの間に決定通知の交付がなされた場合は、翌年度にも申請することができます。※治療終了後は速やかに申請してください。

【申請先】

☆鳥取市健康子ども部 子ども家庭局 子ども未来課

〒680-0845 鳥取市富安2丁目138-4(鳥取市役所 駅南庁舎1階) 電話(0857)30-8239

【助成対象範囲】

体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲

治療内容	採卵まで			採精（夫）	（前培養・媒精（顕微授精）・培養） 受精	胚移植						（胚移植のおおむね2週間後） 妊娠の確認	助成対象範囲
	（自然周期で行う場合もあり） 薬品投与（点鼻薬）	（自然周期で行う場合もあり） 薬品投与（注射）	採卵			新鮮胚移植		胚凍結	凍結胚移植				
						胚移植	黄体期補充療法		（自然周期で行う場合もあり） 薬品投与	胚移植	黄体期補充療法		
平均所要日数	14日	10日	1日	1日	2～5日	1日	10日	7～10日	1日	10日	1日		
A	新鮮胚移植を実施												助成対象
B	凍結胚移植を実施*												
C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施												
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了												
E	受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止												
F	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止												
G	卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止												対象外
H	採卵準備中、体調不良等により治療中止												対象外

* B: 採卵・受精後、1～3周期の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。

【問い合わせ先】

〒680-0463
 八頭郡八頭町宮谷 254-1
 八頭町役場 保健課 保健係
 （郡家保健センター）
 ☎(0858)72-3566